

伊万里市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊万里市

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	井手野地区:平成12年度(16年) 宿地区:平成14年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年度に全部適用を予定)
処理区域内人口密度	0.47	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2地区(井手野地区、宿地区)		
処理場数	合併浄化槽(個人宅敷地内に設置)につき、処理場は無し。 農業集落排水事業の供用開始と同時期に、農業集落排水の下水道管から少し離れた世帯(現在10世帯 接続)について合併浄化槽を設置により、水洗化を行った。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年3月に策定した伊万里市汚水処理総合計画に基づき、人口密度、地理的要因、経済性等を考慮 しながら、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽を適切に組み合わせ、水洗化の向上を図ることとして いる。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(税抜) 5㎡まで1,150円、10㎡まで1,370円 超過料金(税抜) 1㎡につき:10㎡を超え20㎡まで180円 20㎡を超え30㎡まで210円 30㎡を超え50㎡まで230円 50㎡を超える部分235円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭使用料と同じ				
その他の使用料体系の 概要・考え方	温湯、潮湯、温泉その他を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる施設であって、その利用の 目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場から排出さ れる汚水については、浴場業単価(30円/㎡)を設定する。(現在、適用施設無し。)				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,420 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,580 円
	平成26年度	3,420 円		平成26年度	3,620 円
	平成27年度	3,420 円		平成27年度	3,700 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の使用料担当を兼務)
事業運営組織	下水道課長1名、副課長(兼務)1名、係長1名、担当(公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の料金担当を兼務)1名 ※水道部局との組織統合を計画している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併浄化槽の維持管理について、委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	該当無し(現在予定無し)。
	ウ PPP・PFI	該当無し(現在予定無し)。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し(現在予定無し)。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し(現在予定無し)。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

補足事項等無し。

2. 経営の基本方針

収入面では大幅な新規接続者の増加は見込めないことから、供用区域内人口の減少による、使用料収入の減少が予想されるため、一般会計の繰入金による収入の確保に努める。
また、支出面では、供用開始から10年以上を経過していることから、施設の老朽化による修繕料の増加が予想される。
このため、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図り、費用の増加について抑制に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・施設としては、合併浄化槽を所有している。施設は供用開始から10年以上経過しているが、適切な維持管理に努めることにより、施設の長寿命化を図る。
- ・現時点での施設の更新は予定していない。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・処理区域内人口の減少により、使用料収入は減少が見込まれている一方で、今後の施設の老朽化による修繕料が増加する見込みである。
- ・一般会計からの繰入金については、一般会計についても実質公債費比率が平成27年度決算で16.3%となっており、厳しい状況が続いており、大幅な増額は望めないが、繰入基準額については確実に繰り入れるよう財政当局と調整していく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・施設の保守点検・維持管理については、民間業者に委託していることから、今後も継続して委託をする予定である。
- ・地方債については、現在借り入れている地方債の償還を確実にを行う。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成27年3月に策定した伊万里市汚水処理総合計画に基づき、人口密度、地理的要因、経済性等を考慮しながら、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽を適切に組み合わせ、水洗化の向上を図ることとしている。
投資の平準化に関する事項	整備は完了しているため、整備区域の新規拡張等が無い限りは、新たな投資は発生しない。施設の老朽化に対して、計画的に長寿命化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	合併浄化槽の維持管理業務について、民間業者に委託を行っている。
その他の取組	該当無し。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成25年度に、人頭制から従量制に料金体系を変更し、公共下水道の使用料と統一を図った。 今後、区域内人口の減少による使用料収入の減少等、厳しい経営状況が続くことが予想されるため、決算状況等を勘案しながら、使用料の改定について、適時検討は行うものとする。 また、消費税増税時は、増税分について適切に対応する。
資産活用による収入増加の取組について	対象資産無し。
その他の取組	該当無し。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	合併浄化槽の維持管理については、民間業者に委託している。
職員給与費に関する事項	公共下水道、農業集落排水の担当職員が兼務しており、維持管理等については民間委託しており、給与費については直近の実績値で平成30年度まで一定で推移すると見込んでいる。 上水道部局との統合時(平成31年度)に職員数1名から0名に削減し、公共下水道事業の職員により事務処理を行う予定である。
動力費に関する事項	電気代については、H25:56千円、H26:61千円、H27:58千円となっており、今後もH27実績並みを見込んでいる。
薬品費に関する事項	薬品費については、費用計上実績(予定)無し。
修繕費に関する事項	供用開始から10年以上を経過していることから、平成30年度から修繕料の増加(前年度比5%程度)を見込んでいる。
委託費に関する事項	合併浄化槽の維持管理等について、業者に委託しており今後も継続する予定である。
その他の取組	平成25年度から、料金の徴収事務(納付書の発送、収納事務等)を水道部局と一元化に取り組み、事務の効率化を図っている。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年4月までに行政人口3万人以上の下水道事業については、地方公営企業法を適用するよう要請がなされていることから、本市では保有固定資産の評価、条例規則の改正等について、準備を進めており、地方公営企業適用後に経営戦略を見直し予定である。
---------------------	---

経営比較分析表

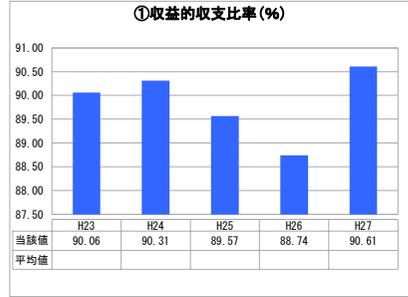
佐賀県 伊万里市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.08	100.00	3,420

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,339	255.25	220.72
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
43	0.93	46.24

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成27年度全国平均

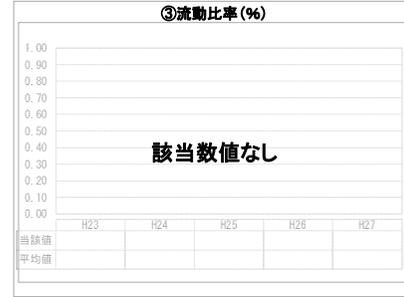
1. 経営の健全性・効率性



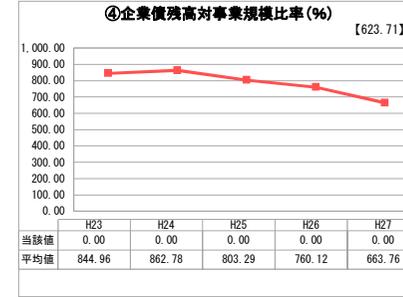
「単年度の収支」



「累積欠損」



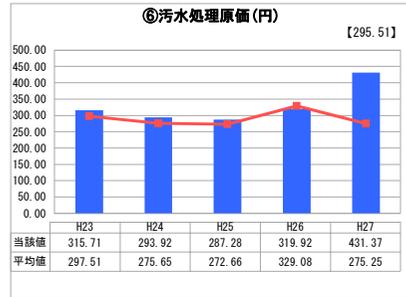
「支払能力」



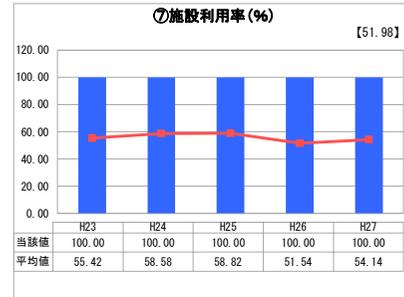
「債務残高」



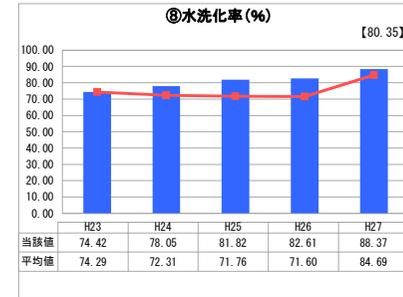
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

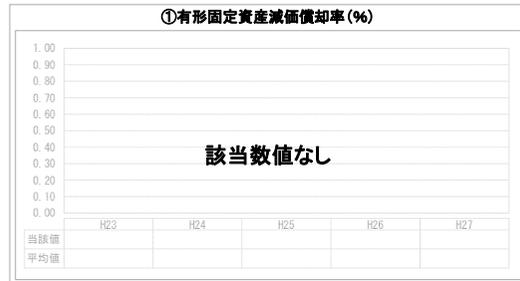


「施設の効率性」

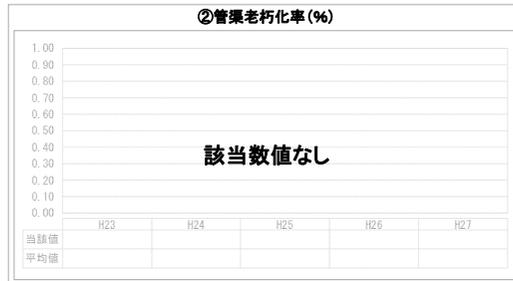


「使用料対象の捕捉」

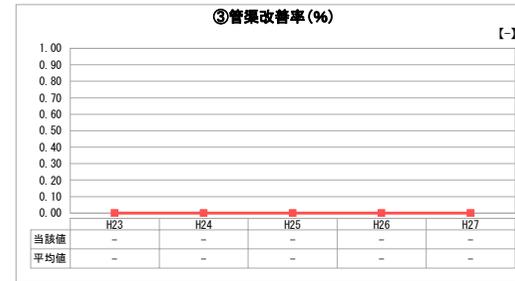
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本市の個別排水処理事業は、収益的収支比率が90%前後で推移しているが、経費回収率が類似団体を下回っており、料金収入によって、維持管理費等を賄いきれない状況が続いており、一般会計からの繰入金に大きく依存している状況である。このため、収入面では水洗化率の向上を図るとともに、料金単価の見直しも今後検討するなど、収入の確保に努めていく必要がある。また、支出面ではメンテナンス方法の見直し等により、維持管理費の削減に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成12年度の供用開始から14年が経過しているため、老朽化対策として、適切なメンテナンスを実施していくこととしている。

全体総括

料金収入では、維持管理費等を賄いきれず、一般会計からの繰入金に依存している。また、今後は、施設の老朽化対策等による支出が増加していく見込みである。このため、維持管理費等の経常費用を削減するとともに、また、施設の老朽化対策等による支出が増加していく見込みである。このため、維持管理費等の経常費用を削減するとともに、水洗化率の向上による料金収入の増加を図り、経営の健全化に努めたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(法非適用企業)

収支計画(個別排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	1,602	1,602	1,602	1,659	1,697	1,772	1,852	1,922	1,996	2,072	2,153	2,238
		(1) 営 業 収 益 (B)	492	486	481	476	474	473	468	463	458	452	447	442
		ア 料 金 収 入	492	486	481	476	474	473	468	463	458	452	447	442
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	1,110	1,116	1,121	1,183	1,223	1,299	1,384	1,459	1,538	1,620	1,706	1,796
		ア 他 会 計 繰 入 金	1,110	1,116	1,121	1,183	1,223	1,299	1,384	1,459	1,538	1,620	1,706	1,796
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	1,265	1,259	1,253	1,302	1,336	1,404	1,476	1,540	1,606	1,677	1,750	1,828
		(1) 営 業 費 用	1,147	1,147	1,147	1,203	1,243	1,318	1,397	1,467	1,540	1,618	1,698	1,783
		ア 職 員 給 与 費	20	20	20	20								
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	1,127	1,127	1,127	1,183	1,243	1,318	1,397	1,467	1,540	1,618	1,698	1,783
		(2) 営 業 外 費 用	118	112	106	99	93	86	79	73	66	59	52	45
ア 支 払 利 息		118	112	106	99	93	86	79	73	66	59	52	45	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	337	343	349	356	362	369	376	382	389	396	403	410		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	503	509	515	522	528	535	542	548	555	562	569	576
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	503	509	515	522	528	535	542	548	555	562	569	576
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 337	△ 343	△ 349	△ 356	△ 362	△ 369	△ 376	△ 382	△ 389	△ 396	△ 403	△ 410		

(法非適用企業)

収支計画(個別排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	0	△ 0	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	△ 0
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)											
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)	(P)-(Q)	赤 字 (S)										
赤 字 比 率	($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)											
地方財政法による資金不足の比率	((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((V)/(X)×100)												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	9,191	8,682	8,167	7,645	7,117	6,582	6,040	5,492	4,937	4,375	3,806	3,230

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)										
収益的収支分		1,110	1,116	1,121	1,183	1,223	1,299	1,384	1,459	1,538	1,620	1,706	1,796
うち基準内繰入金		455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
うち基準外繰入金		655	661	666	728	768	844	929	1,004	1,083	1,165	1,251	1,341
資本的収支分		166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166
うち基準内繰入金		166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166
うち基準外繰入金													
合 計		1,276	1,282	1,287	1,349	1,389	1,465	1,550	1,625	1,704	1,786	1,872	1,962

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にとっては、本様式により提出すること。